

(案)

業務委託契約書

業務番号 浄水委第18号

1 業務名 飯詰浄水場薬品注入ポンプ点検整備業務

2 業務場所 五所川原市大字飯詰字石田 231-134 外地内

3 履行期限 令和9年3月30日まで

4 委託料 〃
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃)

5 契約保証金 〃

6 その他

上記の委託業務(以下「委託業務」という。)について、発注者 五所川原市 と受注者は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町4-1番地1
五所川原市長 佐々木 孝昌 印

受注者

印

契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者は、頭書の業務を受注者に発注し、受注者はこれを受注した。

2 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の期限内に委託業務を完了するものとし、発注者は、頭書の委託料を支払うものとする。ただし、仕様書に明示されていないもの等に関しては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(主任担当者)

第2条 受注者は、委託業務を指導監督する主任担当者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、受注者が定めた主任担当者の委託業務に関する指導監督が不相当であるため委託業務の実施に支障があると認められた場合は、受注者に対し、理由を明示して、その交代を求めることができる。

(権利の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委任の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、書面により受注者に通知して、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務の検査)

第6条 受注者は、委託業務を完了したときは、完了届によりを発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の届出を受理した場合は速やかに検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合はただちに手直しをし、発注者の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第7条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(委託業務の実施に係わる損害)

第8条 委託業務の実施にあたり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施にあたり受注者が第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第9条 発注者は、受注者がその責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができないときは、遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、委託料に対して年3.0パーセントの割合で計算して得た金額とする。ただしその額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、前項の遅延利息を委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により本契約締結後、相当の期間を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 明らかに委託業務を実施する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託業務の実施状況が著しく不相当と認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(違約金)

第11条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除したときは、委託料の100分の5に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金を越えた金額の損害が生じた時は、その越えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用してはならない。

(その他協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。